

## 全国的又は大規模イベント開催時の県への事前相談（Q & A）

### 1. 県や市町村が企画するイベントも、県に事前相談が必要ですか。

（答）○ 事前相談の対象となるイベント（全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント）であれば、県への事前相談をお願いします。

### 2. 事前相談を受けた場合、県はイベント開催の可否を判断するのですか。

（答）○ 県は地域の感染状況等に応じ、県や業界団体等のガイドラインを踏まえた基本的な感染防止策の実施や参加者の連絡先等を把握するよう強く促すものです。  
○ 開催の可否については、県の助言に基づき施設管理者又はイベント主催者が決定するものです。

### 3. 午前・午後・夜間の入替制のイベントの場合、又は数日間に及ぶイベントの場合参加人員は延べ数でカウントするのですか。

（答）○ イベントの参加人数は、延べ数ではなく、開催日程中1日（1回）あたり1,000人超となるか否かで判断してください。  
○ なお、開催中1日（1回）でも1,000人超が想定されれば、県への事前相談をお願いします。

### 4. イベントの講師や出演者を県外から依頼する場合、全国的な移動を伴うイベントに該当するのですか。

（答）○ 県内イベントで講師や出演者のみを県外から依頼するのであれば、全国的な移動を伴うイベントには該当しません。  
○ なお、講師や出演者に関しても、体調管理等について基本的な感染防止対策を依頼するなど適切な対応をお願いします。

### 5. 事前相談は、施設管理者とイベント主催者のどちらが主となりますか。

（答）○ 事前相談にあたっては、両者で相談の上、いずれかが「大規模イベント等事前相談シート」を提出するようにしてください。

### 6. 全国的な移動を伴うイベントの規模や、全国的な移動の目安・規定はありますか。

（答）○ 全国的な移動を伴うイベントに関しては、プロスポーツ等を想定しており、相当数の参加人数があるものと思われます。  
○ 規模や移動の規定はありませんが、参加人数に関わらず、全国から集客を予定するのであれば、感染拡大防止の観点から県への事前相談をお願いします。

7. 1,000人規模のスポーツ振興イベントを予定していますが、いつまでに「大規模イベント等事前相談シート」を提出すればいいですか。

(答) ○ イベント開始の2週間前までに提出をお願いします。

○ なお、既に企画・調整等が行われているのであれば、できるだけ早い段階での相談をお願いします。

8. 大規模イベント1,000人超は、観客（参加者）数のことをいうのですか。

(答) ○ 主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみ計上し、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した人数としています。

9. 「大規模イベント等事前相談シート」を提出する期間はいつまでですか。

(答) ○ 政府の方針を見ながらではありますが、該当イベントであれば、感染拡大防止の観点から、当分の間は事前相談をお願いします。

10. 小中学生対象のイベントでスマホを所持していない場合、いばらきアマビエちゃんや接触確認アプリ（COCOA）の周知は、どうしたらよいですか。

(答) ○ イベントに同伴する保護者や引率者等に対して、接触確認アプリのインストールを周知するなど、工夫を加えながら定着が図られるようお願いします。

11. イベント参加にあたり、就学前の子どもにもマスクの着用を促す必要はありますか。

(答) ○ 就学前の子どものマスクの着用には注意が必要です。特に、2歳未満では自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため着用は推奨されません。また、2歳以上の場合でも、マスクを着用する場合は、保護者等が子どもの体調に十分注意した上で着用させてください。

○ なお、就学前の子どものイベント参加にあたっては、事前にイベント主催者等に参加要件等を確認の上、適切な対応をお願いします。

12. 当該イベント内容を所管する課が不明かつ県の所有する施設でない場合の担当課はどこになりますか。

(答) ○ 国や市町村の施設をはじめ、県の所有する施設でない場合には、当該施設と同様の県施設を所管する課が担当課になります。

例：市町村所有の文化施設 ⇒ 県生活文化課

国所有の公園 ⇒ 都市整備課

13. イベントを開催する市町村が県の指定する「感染拡大市町村」に指定された場合、開催制限を超過したチケットは払い戻す必要がありますか。

- (答) ○ 感染拡大市町村に指定した期間中、対象市町村におけるイベントの開催制限につきましては、人数上限5,000人かつ収容率50%以下とすることを県から要請しております。
- 要請している開催制限につきましては、感染拡大市町村の指定の発表が行われた日から4日間の周知期間を経て、その翌日から適用されます。  
(令和3年4月22日からの要請については、4月23日から適用(4月19日発表))
- 周知期間終了までに販売されるチケットにつきましては、キャンセル不要です。ただし、周知期間終了後から、本開催制限を超過するチケットの新規販売につきましては、停止するようお願いいたします。